

令和5年7月28日

各届出保育施設設置者 様

鳥取県子ども家庭部子育て王国課長
(公 印 省 略)

鳥取県保育施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止事業補助金交付要綱の一部
改正及び令和5年度交付申請期限について (通知)

日頃、本県の保育行政施策に御理解御協力をいただき、誠にありがとうございます。

このたび、「鳥取県保育施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止事業補助金交付要綱」を別添のとおり一部改正しましたので通知します。

また、同交付要綱第4条第1項に基づき、交付申請期限を下記のとおり定めましたので、申請を希望される方は、交付申請書に関係書類を添えて、期限内に当課まで提出していただきますようお願いいたします。

記

1 主な改正内容

- (1) 補助金が活用できる場면을、対象施設において新型コロナウイルスの感染者や感染者と接触があった者が発生した場合に限定した。
- (2) 補助対象経費を、緊急時の職員確保を行う事業、又は職場環境の復旧・環境整備等を行う事業に限定した。
- (3) その他所要の改正

2 補助金交付申請書の提出期限

令和5年9月1日(金)～令和6年2月29日(木)(必着)

3 その他

- (1) 対象施設、対象経費、交付申請書様式等の詳細はホームページをご覧ください。
- (2) 県からの交付決定と交付額確定を同時に行いますので、必ず、対象経費の支払いをすべて終わってから申請してください。
- (3) 交付決定及び交付額確定通知の発出は、令和5年12月以降になる見込みです。

4 ホームページ URL <https://www.pref.tottori.lg.jp/297822.htm>

【担当】保育・幼児教育担当 浜本 電 話：0857-26-7570 電 子メール：kosodate@pref.tottori.lg.jp
--